

BULLETIN No.6(公式通知6)

Issued at 13:30hrs 2nd Aug. 2026

8月2日13時30分

Document (ドキュメント番号): 1-6

To All competitors 全参加者

Page: 1

Issued by Steward

大会審査委員会

Attachment 附則: NII 無し

Regarding: Steward Decision 審査員会裁定 レッキリエゾン区間での走行速度超過について

審査委員会は競技長から、トラッキングシステムにてCar. No 2、No 13の両クルーがレッキリエゾン区間で走行速度超過をしたとの報告を受け、両クルーに確認した結果、両クルーともに事実を認めたため下記の裁定を行った。

事実 Car. No 2 (長谷川智秀、厚地保幸)、No 13 (北島広実、島津雅彦)はレッキリエゾン区間(県道、国道)を法定速度超過で走行した。

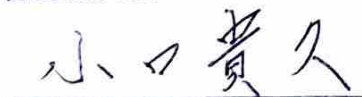
決定事項 両クルーに、罰金として3万円を課す。

理由 特別規則書9.4 クルーの厳守事項 2項違反により罰則の内「罰金」を課こととし、審査委員会は上記の裁定をした。

なお、この裁定については特別規則書9.4.3項により、抗議は一切認めない。

以上

審査委員長



審査委員

